

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月14日（令和6年（行情）諮問第257号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（行情）答申第427号）

事件名：平成28年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）（海幕総第242号。30. 2. 15）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月27日付け防官文第7220号及び同年6月29日付け防官文第10701号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1）

本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本来の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分2）

ア 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる。）

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで

読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「海上自衛隊業務計画実施状況報告書」の最新版。

【裏面に出典（２０１７．８．２１－本本Ｂ６８６）をプリントアウト】
（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成３０年４月２７日付け防官文第７２２０号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙のみを特定し、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、同年６月２９日付け防官文第１０７０１号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙を除く部分を特定し、法５条３号及び４号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年９か月及び約５年７か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２ 法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表に掲げるとおりであり、本件対象文書のうち、法５条３号及び４号に該当する部分を不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

- （１）審査請求人は、「本来の電磁的記録についても特定を求める」としているが、原処分においては、本件対象文書の電磁的記録を特定している。
- （２）審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- （３）審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法２条２項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- （４）審査請求人は、「特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開

示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び4号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 令和7年8月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる番号1の不開示部分には、自衛隊の通信システムに関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(2) 別表に掲げる番号2の不開示部分には、自衛隊の組織、編成、運用並びに自衛隊員の充足状況及び教育に関する情報が記載されていると認め

られる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、能力、運用要領及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表に掲げる番号3の不開示部分には、自衛隊の装備品に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別表に掲げる番号4の不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (5) 別表に掲げる番号5の不開示部分には、海上自衛隊と海上保安庁との訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊及び海上保安庁の対処能力が明らかとなり、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (6) 別表に掲げる番号6の不開示部分には、公務員宿舎の名称（所在地）等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該宿舎住民の身体、財産等への不当な侵害や特定の建造物への不法な侵入・破壊を招くおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、各審査請求から諮問までにそれぞれ約5年9か月（原処分1）及び約5年7か月（原処分2）が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、各審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び4号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	4 ページ	第 2 章第 2 項 1 及び 2 のそれぞれ一部	通信システムに係る情報であって、これを公にすることにより、指揮統制要領、手法及び内容を推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	4 ページ	第 2 章第 2 項 3 の一部	自衛隊の組織・編成等に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	3 4 ページ	第 2 章第 7 項第 1 節 1（3）ア及びイの表の一部	
	7 ページ	第 2 章第 4 項第 1 節 1（5）の一部	自衛隊の運用に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		第 2 章第 4 項第 1 節 2 の表中、区分の一部	
	3 8 ページ	第 2 章第 7 項第 3 節 1（1）の一部	隊員の充足状況に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	9 ページ	第 2 章第 5 項第 1 節 1（2）の一部	
		第 2 章第 5 項第 1 節 1（3）の一部	
		第 2 章第 5 項第 1 節 1（4）の一部	
	1 9 ページ	第 2 章第 6 項第 1 節	隊員の教育に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

		2 (3) アの本文	て、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	25 ページ	第2章第6項第2節 2 (1) エの表の一部	自衛隊の訓練に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	26 ページ	第2章第6項第2節 2 (1) カ (オ) の表中、場所及び海自参加部隊	
	28 ページ	第2章第6項第2節 4 (1) イの主要訓練項目	
	30 ページ	第2章第6項第2節 5 (4) の項目名並びに表中、参加部隊の一部及び主要訓練項目	
	31 ページ	第2章第6項第2節 5 (9) の項目名並びに表中、参加部隊及び主要訓練項目	
3	43 ページ	第2章第9項第4節 1の表の一部	現有及び将来装備品等に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4	23 ページ	第2章第6項第2節 2 (1) アの表の一	訓練実施国間の事前調整の結果、公表しないこととされた情

		部	報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	24、25 ページ	第2章第6項第2節 2(1)イの表の一部	
	26ページ	第2章第6項第2節 2(1)カ(カ)の 表中、外国参加部隊	
5	27ページ	第2章第6項第2節 2(2)アの一部	海上保安庁との訓練における通信機器等に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊及び海上保安庁の対処能力が明らかとなり、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6	14ページ	第2章第5項第3節 2(1)アの表中、 宿舎名	宿舎名に係る情報であり、これを公にすることにより、住民の身体、財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵入・破壊を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。

※当審査会において整理した。